

障害福祉サービス利用者に対する「重度障害者支援加算」の決定誤りについて

1 概要

障害福祉サービスのうち、生活介護、施設入所支援、共同生活援助、短期入所を利用される方に対しては、その方の障害の状態より「重度障害者支援加算対象者」であることを支給決定の際に認定することになっています。この加算の認定により、その方が利用する事業所においては、得られる報酬を上乗せすることができます。

このたび、13区において、「重度障害者支援加算（強度行動障害の認定）」の要件を満たしていない対象者に、誤って支給決定（加算の認定）を行っていることが判明しました。

【参考：重度障害者支援加算】

重度障害者支援加算とは、強度行動障害者等（※）に対し、厚生労働省が定める施設基準を満たした事業所において支援を行った場合、1日につき加算を算定できるもの。

※共同生活援助及び短期入所においては、重症心身障害者及び強度行動障害者が対象。

生活介護及び施設入所支援においては、強度行動障害者が対象。

2 経緯

- 令和元年8月14日 緑区高齢・障害支援課において区職員が支給決定の誤りを発見
- 令和元年9月9日まで 各区高齢・障害支援課にて同様の誤りがないか点検。さらに12区で誤りが判明
- 令和元年9月13日 各区からの回答を踏まえ、健康福祉局において請求情報の精査
- 令和元年10月1日 各区において正しい内容で再決定を行い、受給者証を交付
- 令和元年12月9日まで 該当区及び健康福祉局において対象事業所に対し、お詫びと給付費の請求について説明
- 令和2年1月16日まで 対象事業所の給付費返還額の確定と返還方法等の調整

3 点検結果について

(1) 誤って決定していた人数（件数）

13区 31人（39件）うち、8人は複数サービスでの利用決定あり。

決定時期：平成30年度～平成31年度

(2) 誤って決定した人数のうち、施設基準を満たした事業所が請求を行った人数（件数）

10区 12人（13件）

区名	誤って決定した人数/件数	請求ありの人数/件数	区名	誤って決定した人数/件数	請求ありの人数/件数
鶴見	4人/5件	0人/0件	旭	1人/1件	0人/0件
神奈川	3人/4件	1人/1件	磯子	1人/1件	1人/1件
西	2人/3件	1人/1件	緑	4人/7件	3人/4件
中	1人/1件	1人/1件	青葉	4人/4件	0人/0件
南	1人/1件	1人/1件	都筑	1人/2件	1人/1件
港南	5人/6件	1人/1件	泉	3人/3件	1人/1件
保土ヶ谷	1人/1件	1人/1件	計	31人/39件	12人/13件 (13事業所)

(3) 影響額（事業所に返還を求める額）

13事業所 計 7,920,145円（1事業所あたり1,644円～1,177,531円）

※利用者負担金等について返還が必要になる事態は生じず、対象者に金銭の影響はありません。

(内訳)

種別	誤って決定した人数/件数 (請求なしも含む)	影響を受ける事業所 (請求あり)	返還額
施設入所支援	6人/6件	5事業所(5人/5件)	4,169,009円
生活介護	20人/20件	2事業所(2人/2件)	908,920円
共同生活援助	6人/6件	4事業所(4人/4件)	2,834,435円
短期入所	7人/7件	2事業所(2人/2件)	7,781円
合計	31人/39件	13事業所(12人/13件)	7,920,145円

※複数サービス利用決定を受けている方がいますが、合計欄の人数は実数を記載しています。

4 原因について

重度障害者支援加算における強度行動障害の認定とは、「大声を出す」、「突発的に行動する」などの場面における支援の必要度を点数化し、決定しています。今回の誤りは、区の職員が3年に一度の障害認定の更新調査の際に、点数が下がったことを見落とし、以前要件を満たしていた対象者を引き続き認定してしまったものです。

また、健康福祉局が作成している区業務マニュアルにおいて、本加算についての決裁時の確認方法が明確に示されていませんでした。

5 対応について

請求をすでに行っている13事業所に対しては、各区役所と健康福祉局において経緯の説明・謝罪を行うとともに、給付費を返還いただくよう、依頼をしました。

6 再発防止策

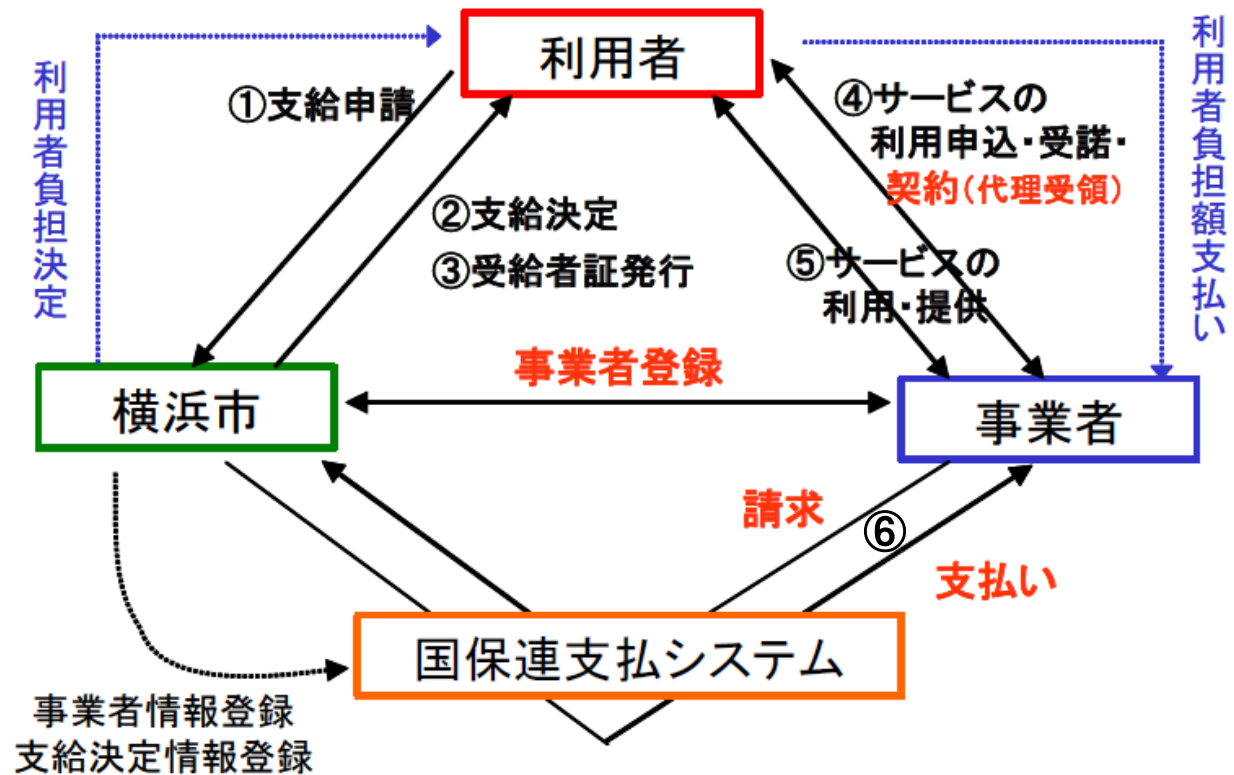
- (1) 支給決定にかかるマニュアルに、決裁時の確認方法について具体的に記載します。また、区職員向けの支給決定研修等の中で、改めて注意喚起を図ります。
- (2) 障害福祉サービスの決定を入力するシステムにおいて、チェック機能の強化などの検討を行います。
- (3) 各区における支給決定時には、加算要件の確認を行うチェックリストの作成、活用等により、認定誤りの再発防止に取り組みます。

お問合せ先

健康福祉局障害企画課長 佐渡 美佐子 Tel 045-671-3569（1、2、4～6について）
健康福祉局障害支援課長 宮嶋 真理子 Tel 045-671-2377（3について）

【参考】

サービス提供から給付費の支払いまでの流れ



①利用者は横浜市（区）に、サービスの利用支給を申請する。

↓

②区は対象要件を審査した上で、支給決定を行う。
（利用者負担上限月額、サービス種類、利用時間数の決定）

この時に重度障害者支援加算対象者であることの認定を行う。

↓

③区は利用者に「受給者証」を発行する。（重度障害者支援加算対象者である旨印字）

↓

④「受給者証」に基づき、利用者が事業者を選択して契約する。

（契約書・重要事項説明書等の取り交わし、サービス実施日程等の調整等）

↓

⑤利用者の利用申込に基づき、事業者がサービスを提供する。

↓

⑥事業者は、利用者に代わり神奈川県国保連合会を通じ市からサービスに係る報酬を請求・受領する（代理受領）